

令和 7 年度 各務原市こども計画に関する事業（新規・拡充）

基本目標Ⅰ こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり

1. こども・若者の権利を守るための環境づくり

■意見表明機会の充実

市ウェブサイトにてこども・若者が意見を表明できるフォームを作成しました。また、庁内において、こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインを周知しました。

2 こどもの多様な居場所づくり

■学習図書等購入支援事業

小・中学生の読書機会の創出のため、小・中学生一人につき図書カード 3,000 円分を配布します。

基本目標Ⅱ ライフステージを通した切れ目ない保健・医療の提供

1. 母子に対する健康支援

■こども家庭センターの運営

母子保健、児童福祉の相談機能に加え、母子保健事業を一体的に運営する「こども家庭センター」を運営し、妊娠期から子育て期を通して、切れ目なく支援を行います。

■赤ちゃん訪問事業

赤ちゃんの発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上の保健指導を目的として、助産師や保健師による赤ちゃん訪問を実施します。令和 7 年度からは第 1 子やハイリスク児に加え、第 2 子以降についても対象として実施します。

■1 か月児健康診査費助成事業

新生児の健康確保、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、1 か月児健診にかかる費用の一部を助成します。令和 7 年度からは健診項目を拡充します。

■母子保健DX化推進事業

妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、保護者の不安軽減や切れ目のない包括的相談・支援を行うため、母子健康手帳アプリを導入します。

2. こども・若者の健康づくり

■部活動地域移行事業

少子化による部活動減少に対する活動機会確保や教職員の負担軽減のため、部活動の地域移行を進めます。令和 7 年度はスポーツ協会ジュニアクラブに移行する種目を拡充します。

基本目標Ⅲ

こどもが自分らしく成長・活躍できる環境・機会づくり

1. 幼児期までの教育・保育の充実

■保育士等人材確保セミナー開催事業

私立保育所・幼稚園等を運営する法人の経営者や人事責任者を対象に、保育士等の採用に必要なノウハウを提供するセミナーを開催し、採用力強化を図ります。

2. 安心して学ぶことができる学校づくり

■かかみがはら支援学校運営事業

誰もが住み慣れた地域で安心して学べるよう、知的障がい・肢体不自由・病弱がある児童生徒が小中高一貫で学ぶことのできる「かかみがはら支援学校」を令和7年4月に開校しました。

3. こども・若者が活躍できる機会づくり

■各務原ものづくり見学事業

小・中学生を対象に、将来の目標や夢を持ち、郷土愛を育むことを目的とした市内のものづくり企業を見学する機会を提供します。令和7年度は、中学生コースで体験教室を実施します。

4. 若者の就労や結婚の希望を叶えるための支援

■婚活支援事業

会話術やマナーに関する基本的な知識などを学ぶセミナーを開催するとともに、市内の魅力を活かした場所において婚活イベントを開催し、結婚を望む方の婚活を支援します。令和7年度は開催場所を3か所に拡充します。

■結婚相談所リニューアル事業

開所時間の拡大、申込みのオンライン化、個別相談の実施等、結婚相談所の機能を強化し、結婚を希望する市民の婚活を令和7～9年度にかけて強力に支援します。

5. 安全・安心なまちづくりの推進

■飛散防止フィルム整備事業

公立保育所や小・中学校の体育館などの窓ガラスに飛散防止フィルムを整備し、児童などにとって安全な環境を整備します。

基本目標Ⅳ

配慮を必要とするこどもや家庭への支援の充実

1. 困難な状況にあるこども・若者への支援

■ひきこもり支援事業

ひきこもり状態にある方やその家族を支援するため、相談支援や自宅等へ訪問す

るアウトリーチ支援、気軽に参加できる居場所づくりを展開します。

■F u t u r o教室運営事業

外国にルーツをもつ日本語の習得が必要な児童生徒に対し日本語初期指導を行うF u t u r o教室を開設するとともに、巡回指導員による訪問指導を実施しています。令和7年度は、児童生徒の実情に合わせた日本語指導を目的とした個別指導を円滑に実施するため、新たにF u t u r o教室アシスタントを配置しました。

2. こどもの虐待防止の強化

■子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に不安を抱える家庭の養育環境を整えることを目的に、産後6カ月以内の乳児等を養育し支援を必要とする方を対象とした家事・育児等の訪問支援事業を実施します。

3. こどもの貧困解消の支援

■生活困窮者自立支援事業

生活に困窮している方の相談を受け、支援プランを作成、自立まで導く自立相談支援事業を行うとともに、必要に応じて就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金の支給を行います。令和7年度からは、収入が著しく減少した方が家賃の低廉な住宅へ転居するための初期費用の一部を支援します。

基本目標Ⅴ 子育て家庭への支援の充実

1. 子育て支援の充実

■こども医療費助成事業

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、令和7年度から医療費無償化の対象を18歳までに引き上げました。

2. 地域における子育て支援の推進

■まちづくり担い手育成支援事業

次世代を担う若者が新たなまちづくりの担い手となるよう、体験型ワークショップを通じて、まちづくり活動に踏み出すきっかけや仲間づくりの場を創出します。令和7年度は実践までを同一講師が担い、継続的・効果的なアドバイスを行います。

3. 子育てと仕事の両立支援

■父親支援講座事業

夫婦で協力して育児を行うことを推進するため、家庭内での役割分担などを考えるきっかけとなるような父親向けに特化した講座を開催します。

■放課後児童クラブ運営事業

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ります。令和7年度は、保護者の実費負担による夏季休業期間中の弁当の提供を試験的に実施します。

4. ひとり親家庭への支援

■ひとり親家庭のための相談窓口強化事業

仕事や生活、育児に悩みを抱えるひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当の現況届受付の時期に合わせ、専門家等による個別の相談会を実施します。